

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文
 ○対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条 対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第 二条第十一項第一号に規定する外国投資家の関係者として主務 省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る 場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三 百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に 係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者</p> <p>イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規 定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法 第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人 等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。以下同 じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われ ている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」とい う。）第五章に規定する対内直接投資等、特定取得及び技術導 入契約の締結等について、報告及び届出の手續その他必要な事 項を定めるものとする。</p> <p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>（新設）</p>

第七条第四項において同じ。)並びに投資委員会、経営委員会その他名称の如何を問わず対内直接投資等(法第二十六條第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。)(の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員(以下この項において「投資委員会等構成員」という。)

ロ 次に掲げる法人その他の団体の役員及び投資委員会等構成員

(1) 当該外国投資家により総議決権(法第二十六條第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十以上に相当する議決権(同号に規定する議決権をいう。以下同じ。)の数を直接に保有されている法人その他の団体

(2) 当該外国投資家及び(1)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体(1)に掲げるものを除く。)

(3) 当該外国投資家が法人等である場合において当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(4) 当該外国投資家が法人等である場合において、当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外国投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保

有している当該外国投資家の議決権の数とを合算した数が当該外国投資家の総議決権の百分の五十以上となると
きにおける当該外国投資家の総議決権の百分の五十未満
に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他
の団体（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(5) (3)及び(4)に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分
の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している
法人その他の団体（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

ハ 次に掲げる法人その他の団体の役員

(1) ロ(5)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分
の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されてい
る法人その他の団体（ロ(1)から(5)までに掲げるものを除
く。）

(2) ロ(5)に掲げる法人その他の団体及び(1)に掲げる法人そ
の他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する
議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（
ロ(1)から(5)まで及び(1)に掲げるものを除く。）

(3) ロ(3)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分
の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されてい
る法人その他の団体（ロ(1)から(5)まで並びに(1)及び(2)に
掲げるものを除く。）

(4) ロ(3)に掲げる法人その他の団体及び(3)に掲げる法人そ
の他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する
議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（
ロ(1)から(5)まで及び(1)から(3)までに掲げるものを除く。）

-
- 二 当該外国投資家（個人に限る。）の配偶者
- ホ 当該外国投資家（個人に限る。）の直系血族
- ヘ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
- ト 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからホまでに掲げる者に該当することとなる者
- チ 過去一年間にイからハまでに掲げる者に該当する者であつた者
- ニ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合（第三号に掲げる場合を除く。）にあつては、次に掲げる者
- イ 当該外国投資家（法人等に限る。）の役員又は使用人その他の従業者
- ロ 第一号ロ(1)から(5)まで及び同号ハ(1)から(4)までに掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者
- ハ 当該外国投資家を主要な取引先とする個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
- ニ 当該外国投資家の主要な取引先である個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
- ホ 当該外国投資家から多額の金銭その他の財産を受けている者
- ヘ 前号ニ及びホに掲げる者に該当する者
-

- ト 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者
- チ 当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからへまでに掲げる者に該当することとなる者
- リ 過去一年間にイからホまでに掲げる者に該当する者であつた者
- 三 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者
- イ 前号イからリまでに掲げる者に該当する者
- ロ 当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党员を含む。）
- 2 令第二条第十一項第二号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。
- 一 事業の全部の譲渡に係る議案
- 二 事業の一部の譲渡に係る議案
- 三 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案
- 四 会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併に係る議案（会社が同法第七百四十九条第一項第一号に掲げる吸収合併消

（新設）

滅会社となる場合に限る。)

- 五 会社法第二条第二十八号に規定する新設合併に係る議案
- 六 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割に係る議案(会社が同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社となる場合に限る。)
- 七 会社法第二条第三十号に規定する新設分割に係る議案(会社が同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社となる場合に限る。)
- 八 会社法第四百五十四条第一項に掲げる事項に係る議案(配当財産(同法第二条第二十五号に規定する配当財産をいう。)
(が事業又は子会社の株式である場合に限る。))
- 九 事業の廃止に係る議案
- 十 会社の解散に係る議案
- 3 令第二条第十四項第一号に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。
- 4 令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録)の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。
- 5 令第二条第十六項第一号二(1)に規定する主務省令で定める金

第二条 対内直接投資等に関する政令(以下「令」という。)第二条第七項第一号に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

- 2 令第二条第七項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録)の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。
- 3 令第二条第九項第一号二(1)に規定する主務省令で定める金額

額は、一億円に相当する額とする。

6 令第二条第十六項第一号二(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

7 令第二条第十六項第六号ロ及び第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 次に掲げる定款の変更

イ 目的の変更に係るもの

ロ 会社法第八十二条第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

四〇七 (略)

(対内直接投資等の届出等)

第三条 (略)

2 (略)

は、一億円に相当する額とする。

4 令第二条第九項第一号二(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

5 令第二条第九項第六号ロ及び第十一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 取締役の選任又は解任

二 取締役の任期の短縮

三 次に掲げる定款の変更

イ 目的の変更に係るもの

ロ 会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十二条第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

四 会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等

五 会社の解散

六 会社法第七百八十二条第一項に規定する吸収合併契約等

七 会社法第八百三条第一項に規定する新設合併契約等

(対内直接投資等の届出等)

第三条 令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣(令第七条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。)が定める業種とする。

2 令第三条第一項第四号に規定する上場会社等の株式に準ずる

3 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限（令第二条第四項第二号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）の取得

二 (略)

三 法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意

四 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）が法第二十七条第一項の規定による届出をして行った法第二十六条第二項第一号から第四号まで若しくは令第二条第十

ものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

3 令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権の取得

二 貸付金債権、社債又は特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の相続又は遺贈による取得

三 法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意

(新設)

六項第三号若しくは第五号に掲げる行為又は第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三項に掲げる行為により当該外国投資家が保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得（同項に規定する特定取得をいう。第四条第二項及び第六条の二第一項において同じ。）に係る会社の実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ 当該会社の取締役又は監査役の選任に関し行う当該外国投資家による同意

ロ 当該会社の子会社（当該外国投資家がした当該届出のうち直近のものをした日に、当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に関し行う当該会社による同意

ハ 対象子会社の取締役又は監査役の選任に関し行う当該対象子会社の株式を直接に保有する当該会社の他の対象子会社による同意

五 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当するもの以外のもの

六 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号に掲げる議案に関し行う同意のうち、自ら又は他の株主を通じて株主総会に提出したもの以外の議案に関し行う同意

七 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項

（新設）

（新設）

（新設）

第二号に掲げる議案に關し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第五項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に關し行う同意

八 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

九 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の種類又は事業目的の実質的な変更のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の種類又は事業目的の実質的な変更
十 会社法第八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二十六条第十六項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十一 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得、株式への一任運用又は当該株式若しくは持分に係る議決権行使等権限の取得

十二 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社

三の二 法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

四 法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の種類又は事業目的の実質的な変更
五 会社法第八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得又は株式への一任運用（令第二十六条第九項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）

六 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用

七 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等

等をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。次条第二項第一号において同じ。)が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二十六条第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為(令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。)

イ 上場会社等の各株主(外国法人等又は令第二十一条に規定する他の会社(令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社」という。)に限る。)が所有する当該上場会社等の実質株式(同条第四項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。)の数、当該株主を令第二条第十九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。)(以下この号において「株主の密接関係者」という。)が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約(金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。)その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用(その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすものに限る。)をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数(令第二条第四項第一号に規

をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数の占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。次条第二項第一号において同じ。)が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為(令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。)

イ 当該上場会社等の各株主(令第二十一条に規定する外国法人等(以下「外国法人等」という。))又は同項に規定する他の会社(令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。以下この号において「他の会社」という。)に限る。)が直接に所有する当該上場会社等の株式の数と当該株主を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が直接に所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

定する純株式数をいう。以下同じ。)

ロ 上場会社等に係る各外国投資家(外国法人等又は他の会社に限る。)が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権(令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。)の数と当該外国投資家を同条第十九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数(令第二条第四項第二号に規定する純議決権数をいう。以下同じ。)

十三 特別非上場会社(法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社でないものをいう。次条第二項第二号において同じ。)が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令

ロ 当該上場会社等に係る各運用者(令第二条第九項第三号ロ(1)に規定する運用者をいう。)(外国法人等又は他の会社に限る。)がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数と当該運用者の密接関係者(同号ロ(1)に規定する運用者の密接関係者をいう。)がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

ハ 当該上場会社等に係る各外国投資家(法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この号及び第六項において同じ。)(外国法人等又は他の会社に限る。)の保有等議決権数(令第三条第一項第六号ハに規定する保有等議決権数をいう。以下この号において同じ。)と当該外国投資家を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等議決権数とを合計した純議決権数(同条第九項第三号ロ(2)に規定する純議決権数をいう。第十二号及び第七条第二項第二号において同じ。)

八 特別非上場会社(法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社(令第三条第一項第六号に規定する特定上場会社等を除く。)でないものをいう。次条第二項第二号において同じ。)が行う法第二十

第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

十四 法第二十六条第二項第一号（前項に規定する株式に係るものを除く。）、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け（同条第六項第三号に係るものを除く。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十五 特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十六 特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任に係る受任をした法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該議決権代理行使受

六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

九 法第二十六条第二項第三号又は令第二条第九項第四号に掲げる行為のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け（同条第六項第三号に係るものを除く。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十 特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任をいう。以下同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に規定する議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十一 特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任に係る受任をした法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該議決権代理行使受

任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合に
おける当該議決権代理行使委任又は当該議決権代理行使委任
十七 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（当該議
決権代理行使委任の後における当該議決権代理行使委任をす
るものの保有等非上場会社議決権数（自己又は他人の名義を
もつて保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受
任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に
係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号
において同じ。）と当該議決権代理行使委任をするものを令
第二条第十九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げ
るものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等
の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該
非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場
合の当該議決権代理行使委任を除く。）であつて、令第三条
第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の
議決権に係る議決権代理行使委任（前項の株式に係る議決権
に係る議決権代理行使委任を除く。）以外のもの

十八 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議
決権に係る議決権代理行使委任、議決権代理行使委任又は共
同議決権等行使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げる
共同議決権等行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第
一項第五号において同じ。）（以下この項において「議決権
代理行使委任等」という。）であつて、当該株式に係る議決
権に係る議決権代理行使委任等をしていた場合における当該
株式に係る議決権に係る議決権代理行使委任等に相当するも
の

任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合に
おける当該議決権代理行使委任又は当該議決権代理行使委任
十二 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（当該議
決権代理行使委任の後における当該議決権代理行使委任をす
るものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場
会社の議決権の数と議決権代理行使委任（令第二条第九項第
五号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計
した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該
議決権代理行使委任をするものを令第二条第四項の株式取得
者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる
非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数
とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総株主又は総社
員の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合の当
該議決権代理行使委任を除く。）であつて、令第三条第二項
各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権
の取得（前項の株式に係る議決権の取得を除く。）以外のもの

十三 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議
決権に係る議決権代理行使委任、議決権代理行使委任又は共
同議決権等行使同意取得（令第二条第九項第七号に規定する
共同議決権等行使同意取得をいう。以下同じ。）（以下この
項において「議決権代理行使委任等」という。）であつて、
当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使委任等をしてい
た場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使
委任等に相当するもの

十九 組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等をしてきたものによる当該議決権に代わる組織変更後の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等（当該組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

二十 株式会社が会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該株式無償割当て前にしていた議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

二十一 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしてきた場合における当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

二十二 相続又は遺贈により共同議決権等行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権等行使同意取得

二十三 外国投資家である上場会社等又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出を行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為により当該上場会社又はその子会社が保有する実質保有等議決権の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

二十四 次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限り、）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項

十四 組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等をしてきたものによる当該議決権に代わる組織変更後の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等（当該組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

十五 株式会社が会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該株式無償割当て前にしていた議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

十六 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしてきた場合における当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

十七 相続又は遺贈により共同議決権等行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権等行使同意取得

（新設）

第一号、第三号又は第四号に掲げる行為

イ 会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数と当該株主を令第二条第十九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

ロ 会社法第百九十二条第一項の規定による請求があつた場合

ハ 会社法第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場合

ニ 会社法第百十六条第五項、第百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項、第七百八十五条第五項、第七百九十七條第五項又は第八百六条第五項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じる場合

4

（略）

5 令第三条第二項第一号及び第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（本邦にあるものに限る。）とする。

6

令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接

4 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

5 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。次条第四項において同じ。）を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）とする。

6

令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接

投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第五号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

7
(略)

8 令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

一 法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得並びに令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得
別紙様式第一

二 (略)

三 法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の實質的な変更に関し行う同意 別紙様式第三

三の二 令第二条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関して行う同意 別紙様式第三の二
三の三 第二条第二項各号に掲げる議案に関して行う同意 別紙様式第三の三

四 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置 別紙

投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第四号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

7 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

8 令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

一 法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得 別紙様式第一

二 法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡 別紙様式第二

三 法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の實質的な変更に関し行う同意 別紙様式第三
(新設)

(新設)

四 法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の設置 別紙

様式第四

五 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 別紙様式第五

六 法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け 別紙様式第六

六の二 法第二十六条第二項第八号に規定する事業の承継 別紙様式第六の二

七 令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得 別紙様式第七

八 令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任 別紙様式第七の二

九 令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任 別紙様式第七の三

十 令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得 別紙様式第七の四

9・10 (略)

(対内直施投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 令第三条の二第一項第四号イ及び第四条の三第一項

様式第四

五 法第二十六条第二項第五号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 別紙様式第五

六 法第二十六条第二項第六号に規定する金銭の貸付け 別紙様式第六

(新設)

七 令第二条第九項第一号に規定する社債の取得 別紙様式第七

八 令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任 別紙様式第七の二

九 令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任 別紙様式第七の三

十 令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得 別紙様式第七の四

9 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。

10 令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

(新設)

第四号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとして主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主又は出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等という。第七条第四項第四号において同じ。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等という。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

2| 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

3| 令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。以下この項において同じ。）を受けて第一種金融商品取引業（令第三条の二第三項第三号イに規定する第一種金融商品取引業をいう。）に類する事業を営むもの

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行又は同法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて外国において銀行業（同法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもの

三 保険業法（平成七年法律第五十五号）第三条の規定による免許を受けて同法第二条第一項に規定する保険業（以下この号

において「保険業」という。)を営むもの又は同法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて保険業に類する事業を営むもの

四 金融商品取引法第二十九条の登録を受けて同法第二十八条第四項に規定する投資運用業(以下この号において「投資運用業」という。)を営むもの若しくは同法第六十三条第二項の規定による届出をして同法第二十八条第二項第二号に掲げる業務を営むもの又は同法に相当する外国の法令の規定により許認可等を受けて投資運用業に類する事業を営むもの

五 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社(同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。)若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条の認可を受けて信託業法第二条第一項に規定する信託業を営むもの又はこれらの法律に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて信託業に類する事業を営むもの(同条第二項に規定する信託会社を除く。)

六 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十三項に規定する登録投資法人又は同法に相当する外国の法令に準拠して設立された法人たる社团又は権利能力のない社团で、登録投資法人に類するもの(当該外国の法令に基づき許認可等を受けているものに限る。)

七 金融商品取引法第六十六条の五十の規定による登録を受けて同法第二十四条第四十一項に規定する高速取引行為を行うもの
4 令第三条の二第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 取締役の選任又は解任
- 二 取締役の任期の短縮
- 三 次に掲げる定款の変更
 - イ 目的の変更に係るもの
 - ロ 会社法第八十条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項
- 四 会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等
会社の解散
- 五 会社法第七百八十二条第一項に規定する吸収合併契約等
- 六 会社法第八百三条第一項に規定する新設合併契約等
- 七 令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 当該対内直接投資等に係る会社（以下この号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社（本邦にあるものに限る。）であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。））、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、本邦にあるものに限る。第四条の三第五項第一号において同じ。））であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第五項に規定する他の会社（子会社を除き、本邦にあるものに限る。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第五

項第一号において同じ。)である場合に於ては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。)若しくは監査役に就任すること又は第二条第一項第二号イからリまでに掲げる者(外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。)を発行会社等の取締役又は監査役に就任させることを目的とする対内直接投資等

二 令第二十一条第一項第二号に掲げる議案(対象事業に係るものに限り。)を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三 対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

四 令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業に関し、当該発行会社等の重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

六 令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

七 令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等

八 令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出を行つて、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る対内直接投資等（当該届出を行つた同意が、令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合であつて、第二条第一項第一号ロからチまでに掲げる者の選任に係る場合であり、かつ、当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合を除く。）

（特定取得の届出等）

第四条 （略）

2・3 （略）

（特定取得の届出等）

第四条 令第四条第一項第二号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

2 令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

4 令第四条第二項及び第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（本邦にあるものに限る。）とする。

5～7 (略)

(公示送達の方法)

第四条の二 (略)

一 特別上場会社等が行う特定取得（令第四条第一項第三号に掲げる行為を除く。）

二 特別非上場会社が行う特定取得

3 令第四条第二項に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第四条第二項に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）とする。

5 令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

6 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。

7 令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

(公示送達の方法)

第四条の二 財務大臣及び事業所管大臣は、公示送達があつたこ

(特定取得の届出の特例に関する事項)

第四条の三 令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

2 令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該特定取得に係る会社(以下この号において「発行人会社」という。)、特定子会社(発行人会社の子会社(本邦にあるものに限る。))であつて第四条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業(以下この項において「特定対象事業」という。)を営むものをいう。)、特定親会社(特定子会社の親会社であつて発行人会社以外のものをいう。))又は発行人会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第四項に規定する他の会社(子会社を除き、本邦にあるものに限る。))であつて特定対象事業を営むもの(以下この号において「発行人会社等」という。))の取締役(当該発行人会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。)
- (若しくは監査役に就任すること又は第二条第一項第二号イからリまでに掲げる者(外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては

とを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、財務大臣及び事業所管大臣は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

(新設)

第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。)を発行会社等の取締役又は監査役に就任させることを目的とする特定取得

二 令第二条第十一項第二号に掲げる議案(特定対象事業に係るものに限る。)を発行会社の株主総会に提案することを目的とする特定取得

三 特定対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする特定取得

四 法第二十七条第一項の規定による届出をせずに令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

五 令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、法第二十七条第一項の規定による届出をして、禁止期間の満了前に同意を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

六 令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に関し、虚偽の届出を行った外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得

七 令第二条第十一項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意の届出を行つて、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得(当該届出を行つた同意が、令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場

合であつて、第二条第一項第一号ロからチまでに掲げる者の選任に係る場合であり、かつ、当該外国投資家が当該変更又は中止の命令に従つた場合を除く。）

(技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 (略)

254 (略)

第六条 削除

(対内直接投資等の報告)

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告

(技術導入契約の締結等の届出等)

第五条 令第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める技術は、別表第二に掲げる技術とする。

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第八項後段の規定を準用する。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十項後段の規定を準用する。

第六条 削除

(対内直接投資等の報告)

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき報告をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所

をしようとするものは、対内直接投資等を行った日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。ただし、別紙様式第十一の二により報告を行う場合であつて、別表第三の第三項及び第四項に掲げる場合は一通とする。

(技術導入契約の締結等の報告)
第六条の三 (略)

管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

- 一 法第二十六条第二項第一号及び第三号に規定する株式又は持分の取得並びに令第二条第九項第二号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第四号に規定する議決権の取得 別紙様式第十一
- 二 法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡 別紙様式第十二
- 三 法第二十六条第二項第六号に規定する金銭の貸付け 別紙様式第十六
- 四 令第二条第九項第一号に規定する社債の取得 別紙様式第十七
- 五 令第二条第九項第五号に規定する議決権代理行使受任 別紙様式第十七の二
- 六 令第二条第九項第六号に規定する議決権代理行使委任 別紙様式第十七の三
- 七 令第二条第九項第七号に規定する共同議決権等行使同意取得 別紙様式第十七の四

(技術導入契約の締結等の報告)
第六条の三 令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第十八による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一 当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得、議決権の取得、株式への一任運用若しくは議決権行使等権限の取得又は当該株式若しくは持分の取得、当該議決権の取得、当該株式への一任運用若しくは当該議決権行使等権限の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分 別紙様式第十九

二 当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。） 別紙様式第二十

三 当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分 別紙様式第二十一

四 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止 別紙様式第二十二

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行った日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一 当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得若しくは株式への一任運用若しくは議決権の取得又は当該株式若しくは持分の取得若しくは当該株式への一任運用若しくは当該議決権の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分 別紙様式第十九

二 当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。） 別紙様式第二十

(新設)

三 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止 別紙様式第二十二

五 当該届出に係る共同議決権等行使同意取得又は当該共同議決権等行使同意取得をした後における当該共同議決権等行使同意取得の解除 別紙様式第二十二の二

2 第三条第三項第十四号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式又は議決権の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一 当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数

二 当該引受者の実質保有等議決権の数と当該引受者の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

四 当該届出に係る共同議決権等行使同意取得又は当該共同議決権等行使同意取得をした後における当該共同議決権等行使同意取得の解除 別紙様式第二十二の二

2 第三条第三項第九号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式又は議決権の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日の属する月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一 当該引受者が直接に所有する当該上場会社等の株式の数と当該引受者を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（次号において「引受者の密接関係者」という。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数

二 当該引受者の保有等議決権数（令第二条第九項第三号ロ（2）に規定する保有等議決権数をいう。以下この号において同じ。）と当該引受者の密接関係者の保有等議決権数を合計し

3
(略)

4 第六条の二第一項別表の第二項から第四項まで、第六項、第

七項及び第十六項の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該所管大臣の数に一を加えた数とする。

一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したものの（法人等に限り。）（以下この号において「報告者」という。）の主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告

た純議決権数

3 前項に規定する報告書を提出したものの（当該報告書に係る上場会社等の株式又は議決権の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

（新設）

- 者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合
- 二 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合
- 三 報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となるものの国籍に変更がある場合
- 四 外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合
- 五 提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）に規定する親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものに変更がある場合
- 六 報告者が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものの際に新たに該当する場合
- 七 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第三項各号に掲げるものの際に（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当する場合又は該当しなくなる場合に該当する場合又は第二号に掲げるもの
- 八 報告者が第三条の二第三項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第

三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わな
いこととなつた場合

九 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、
その該当する区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍に
変更がある場合

十 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、
その該当する許認可等の区分に係る法令又は外国の法令が異
なることとなつた場合

5| 財務大臣及び事業所管大臣は、前各項に規定する報告書によ
り報告を求める場合以外に、令第六条の五第一項の規定により
報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、
通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするも
のとする。

6| 令第六条の五第二項に規定する主務省令で定める手続は、同
条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所
、当該報告書を提出する通数その他財務大臣及び事業所管大臣
が定める手続とする。

7| 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をする
ときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

(期間の短縮に関する通知等)

第八条 (略)

4| 財務大臣及び事業所管大臣は、前三項に規定する報告書によ
り報告を求める場合以外に、令第六条の五第一項の規定により
報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、
通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするも
のとする。

5| 令第六条の五第二項に規定する主務省令で定める手続は、同
条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所
、当該報告書を提出する通数その他財務大臣及び事業所管大臣
が定める手続とする。

6| 財務大臣及び事業所管大臣は、第四項に規定する通知をする
ときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

(期間の短縮に関する通知等)

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし
書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法
第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為
を行つてはならない期間を短縮するときは、第三条第九項、第

四条第六項又は第五条第三項に規定する届出受理証に短縮の期間を記入して当該届出受理証を届出者に交付する方法又は短縮の期間を記載した通知書を届出者に交付する方法により行うものとする。

(勧告又は命令の取消しの通知)

第九条 (略)

第九条 財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十七条第十一項の規定に基づき、同条第七項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は同条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときは、当該承諾する旨の通知をしたもの又は当該内容の変更を命じられたものに対し、当該取消しの内容を記載した通知書を交付する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

(立入検査又は質問を行う職員の名分を示す証票)

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問(法第五章に係るものに限る。)を行う職員の名分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

2 前項の規定は、法第二十八条第七項若しくは法第三十条第七項又は令第三条の二第四項若しくは令第四条の三第四項において準用する法第二十七条第十一項の規定に基づき令第三条の二第三項、令第四条第九項、令第四条の三第三項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

(立入検査又は質問を行う職員の名分を示す証票)

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問(法第五章に係るものに限る。)を行う職員の名分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

(事務の委任)

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七條第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2 (略)

(事務の委任)

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第四項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七條第四項から第六項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

2 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出を受理した日から二週間を経過した日の翌日において、当該日から当該届出に係る取引又は行為を行うことができる旨を届出受理証に記入する事務。ただし、財務大臣及び事業所管大臣が特に審査をする必要があると認めて期間を短縮しない旨を日本銀行に通知した場合における当該事務を除く。

二 前号に掲げる事務のほか、財務大臣及び事業所管大臣が別に指示した場合における当該指示した日に届出受理証に短縮の期間を記入する事務

○別表第一（第三条関係）

改正案	現行
<p>「二・二 略」 二の二 アフガニスタン 「三〇二七 略」 二七の二 カーボベルデ 二八 「略」 二八の二 カザフスタン 「二九〇六八 略」 六九 セーシェル 「七〇〇七七 略」 七七の二 タジキスタン 「七八〇一三四 略」 一三五 北マケドニア 「一三六〇一五二 略」 「一五二の二」 モンテネグロ 「二五三〇一五七 略」 「一五七の二」 リベリア 「二五八〇一六三 略」</p>	<p>「二・二 同上」 「号を加える。」 「三〇二七 同上」 「号を加える。」 二八 「同上」 「号を加える。」 「二九〇六八 同上」 六九 削除 「七〇〇七七 同上」 「号を加える。」 「七八〇一三四 同上」 一三五 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 「一三六〇一五二 同上」 「号を加える。」 「二五三〇一五七 同上」 「号を加える。」 「二五八〇一六三 同上」</p>

○別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一項	法第二十六条第二項第一号に規定する会社の株式又は持分の取得	外国投資家	第三条第四項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種	別紙様式第十一
第二項			対象業種であつて、第三条の二第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二
第三項	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式及び当該取得者等がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式（以下この表において「実質所有等株式」という。）の数と当該取得者等を令第二条第九項の株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等の実質所有等議決権の数と当該取得者等の密接関係者の実質所有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）	外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第三項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認められたものうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種	別紙様式第十一の二
第四項	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種	別紙様式第十一の二
第五項	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
第六項			対象業種	別紙様式第十一の二

第七項	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二十六条第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）	特定国有企業等	対象業種	財務大臣が指定する様式	
第八項	令第二十六条第二号に規定する出資証券の取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
第九項	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十二
第十項	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十六
第十一項	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十六の二
第十二項	令第二十六条第一号に規定する社債の取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七
第十三項	令第二十六条第四号に規定する議決権代理行使委任	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の二
第十四項	令第二十六条第六号に規定する議決権代理行使委任	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の三
第十五項	令第二十六条第七号に規定する共同議決権等行使同意取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の四
第十六項	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第一項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二